

業務実績評価基本方針等事例集（政令指定都市）

目 次

	頁
1 業務実績評価基本方針	
(1) 大阪市	1
(2) 岡山市	3
(3) 広島市	5
(4) 堺市	7
(5) 京都市	9
(6) 福岡市	11
(7) 神戸市	13
2 年度評価実施要領	
(1) 大阪市	15
(2) 岡山市	17
(3) 広島市	19
(4) 堺市	22
(5) 京都市	24
(6) 福岡市	28
(7) 神戸市	30

※ 各市インターネットホームページからの情報に基づき保健医療課が作成

地方独立行政法人大阪市民病院機構 業務実績評価の基本方針（案）

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会

平成 27 年 月 日決定

地方独立行政法第 28 条第 1 項及び第 30 条第 1 項の規定に基づき、大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

I 方針

- (1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- (2) 評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認し、分析したうえで、法人の業務運営等について総合的に判断して行う。
- (3) 単に実績数値にとらわれることなく、年度計画及び中期計画を達成するための業務運営の改善や効率化等の特色ある取組、様々な工夫を行った場合は積極的に評価する。
- (4) 年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。
- (5) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

II 評価方法

評価は、各事業年度終了後に「年度評価」、中期目標期間終了後に「中期目標期間評価」を実施するものとし、それぞれの評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

(1) 年度評価

中期計画及びそれに基づく年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

①項目別評価

法人が、小項目について病院ごとの実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において、検証、評価または進捗状況の確認を行い、項目別評価（小項目及び大項目）を行う。

②全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式による総合的な評価を行う。

(2) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

①項目別評価（大項目評価）

評価委員会は、各事業年度評価の結果を踏まえ、中期目標の達成状況を調査分析し、項目

別評価（大項目）を行う。

②全体評価

評価委員会は、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について、記述式による総合的な評価を行う。

Ⅲ 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度終了後3か月以内に当該事業年度における業務実績を明らかにし、自己評価を記載した業務実績報告書を評価委員会に提出する。また、中期目標期間終了後には、当該中期目標期間の業務実績について報告書を提出する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえ業務実績を調査分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価の透明性・正確性を確保するため、評価結果の決定に先立ち法人に評価結果（案）を示し、意見申立ての機会を付与する。

Ⅳ 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果や勧告を踏まえ、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組む。

(2) 評価委員会は、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して意見を述べる際には、当該中期目標期間の評価結果等を踏まえるものとする。

修正なし

(案)

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター業務実績評価の基本方針

地方独立行政法人法第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1. 基本方針

- (1) 評価は、法人が実施する業務の公共性に鑑み、また、業務運営の透明性を確保する観点から行う。これにより、中期目標の達成のために、法人の業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的とする。
- (2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- (3) 評価にあたっては、単に実績数値にとらわれることなく、年度計画及び中期計画を達成するために行った業務運営の改善や効率化等の特色ある取り組みや工夫についても考慮し、積極的に評価する。
- (4) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。
- (5) 評価を受けることにより法人が改善・見直しを行い、次年度及び次期中期目標期間の計画及び行動に評価結果を反映させる「法人におけるPDCAサイクル」を機能させることを念頭において評価を行う。

2. 評価方法

(1) 評価の種類

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

(2) 年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

ア. 項目別評価

法人が小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行う。

イ. 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業

務運営全体について総合的に評価する。

(3) 中期目標期間評価

中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、実施要領で定めるものとする。

ア. 項目別評価

当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。

イ. 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。

3. 評価の進め方

(1) 法人からの報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の業務実績報告書においては、年度計画に記載されている小項目などについて法人が行った自己評価をあわせて記載する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、必要に応じて法人から意見聴取や追加資料の提供を受け、これらを踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

4. 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針

平成27年1月8日
広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施する地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。

1 評価の方針

(1) 目的

評価は、法人が中期目標を達成するため、業務運営の改善及び効率化が進められること並びに法人の質的向上に資することを目的とする。

(2) 評価に当たっての視点

ア 法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。

イ 法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。

ウ 法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。

2 評価方法

(1) 評価の種類

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」及び中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とする。

(2) 年度評価

評価委員会は、法人から提出された各事業年度における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている小項目及び大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」を実施する。

なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

ア 項目別評価

事業年度における中期計画の実施状況を調査し、分析した上で、小項目及び大項目を項目別に評定する。

イ 全体評価

上記項目別評価の結果を踏まえ、事業年度における業務の実績の全体について総合的に評定する。

(3) 中期目標期間評価

評価委員会は、法人から提出された中期目標期間における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」を実施する。

なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定める。

ア 項目別評価

中期目標の達成状況を調査し、分析した上で、大項目を評定する。

イ 全体評価

上記項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務の全体について総合的に評定する。

(4) 法人による自己評価

法人は、評価に当たって、年度計画の小項目及び中期計画の大項目に係る自己評価を行うとともに、その結果及び評価理由並びに特筆すべき事項を評価委員会に提出する報告書に記載することとする。

(5) 評価方法の見直し

評価方法は、病院を取り巻く環境に迅速、柔軟に対応する法人の業務運営を考慮し、必要に応じて見直しを行う。

3 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を作成し、評価委員会に提出するものとする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、法人から提出された報告書により、業務の実施状況を調査し、分析した上で、総合的な評定を行う。

(3) 法人からの意見聴取

評価委員会は、評価に当たり、報告書に記載された業務の実施状況を調査するため、法人から事実確認及び意見を聴取することができる。

4 評価結果の活用

(1) 次期中期目標等への反映

評価委員会は、法第31条に規定に基づき市長が行う法人の業務継続の必要性及び組織の在り方その他業務全般に係る検討、法第25条及び法第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際に、年度評価及び中期目標期間評価の評価結果を踏まえるものとする。

(2) 評価結果、勧告を踏まえた業務の改善結果の報告

評価委員会は、評価結果及び勧告を踏まえ、法人が取り組むべき業務の改善について、法人に業務の改善結果の報告を求めることができる。

地方独立行政法人堺市立病院機構 業務実績評価の基本方針

平成25年 1月23日

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）を実施するにあたっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 基本方針

- (1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- (2) 評価は、中期計画及び年度計画の実施状況を確認し、分析した上で、堺市との連携による市民の健康の維持及び増進への寄与の状況や法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- (3) 評価委員会は、評価委員会の意見を参考に堺市長が定めた中期目標期間中において特に重要な中期目標の達成のための取り組みを考慮し、総合的な評価を行う。
- (4) 単に実績数値にとらわれることなく、中期計画及び年度計画を達成するための業務運営の改善や効率化等をめざした特色ある取り組みや様々な工夫、また、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取り組み（堺市医療圏が抱える課題に対する取り組みなど）については、積極的に評価する。
- (5) 評価にあたっては、地域医療の状況や診療報酬の改定など法人を取り巻く環境の変化などを考慮する。
- (6) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 評価方法

(1) 評価の種類

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

(2) 年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。なお、年度評価に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

① 項目別評価

法人が小項目について病院の実績がわかるように自己点検・自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行う。

② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、年度計画の実施状況、中期計画の進捗状況その他業務運営全体について総合的に評価する。

(3) 中期目標期間評価

中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。なお、中期目標期間評価に係る評価基準等の詳細については、別途、評価実施要領で定めるものとする。

① 項目別評価

当該中期目標期間中に行った年度評価の結果を踏まえ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。

② 全体評価

項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務運営全体について総合的に評価する。

3 評価の進め方

(1) 報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書を評価委員会に提出するものとする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務実績を確認及び分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

4 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

地方独立行政法人京都市立病院機構 業務実績評価基本方針

平成24年7月13日
地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第28条第1項及び第30条第1項に規定する地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の業務の実績の評価を行うに当たっては、以下の基本方針に基づくものとする。

1 目的

評価委員会が行う法人の業務実績評価は、法人の業務実績を把握、分析し、これを総合的に評定することにより、法人の各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績を具体的かつ分かりやすい形で示し、法人の業務運営の一層の改善と公共性、透明性の確保に資することを目的とする。

2 評価に当たっての基本的な視点

- (1) 法人が、中期計画に従い、自律的に業務運営を行っていること。
- (2) 法人が、業務を効率的かつ効果的に実施していること。
- (3) 法人が、公共性の高い業務を着実に実施するとともに、業務運営の透明性の確保を十分に図っていること。

3 評価に関する留意点

- (1) 評価を行うに当たっては、医療の質やサービスの向上、健全な経営の確保といった大局的な視点から、いたずらに細事にわたることは避け、重要度に応じて本質的な評価を行うように努めること。
- (2) 各事業年度の業務実績の評価は、前年度評価時の実績と当該年度の実績を単に比較するだけでなく、中期計画期間全体の中にあつての進捗よく状況を念頭に置き行うこと。
- (3) 評価を通じて、法人の業務運営における改善点を具体的に明らかにし、その一層の改善と公共性、透明性の確保に資すること。

4 評価方法

(1) 法の規定

法第28条第2項及び第30条第2項の規定により、法人の業務の実績の評価は、各事業年度における中期計画の実施状況又は中期

目標の期間における同目標の達成状況を調査及び分析し、その結果を考慮して業務の実績の全体について総合的な評定をして行うとされていることを踏まえ、評価は以下のとおり行うこととする。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

ア 年度評価

法人において、中期計画及び年度計画に記載されている小項目について評価を行う。

評価委員会において、法人の自己評価を確認及び分析し、「項目別評価」（小項目及び大項目）を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。

なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

イ 中期目標期間評価

各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。

なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

5 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。
- (2) 法第31条に規定する法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、法第25条及び第26条に規定する次期中期目標の策定及び次期中期計画の認可に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

地方独立行政法人福岡市立病院機構 業務実績評価の方針

平成22年11月10日

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施する地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の業務実績に関する評価（以下「評価」という。）については、以下の方針に基づき行うものとする。

1 基本方針

- (1) 評価は、法人が中期目標を達成するために、業務運営の改善及び効率化が進められること及び法人の質的向上に資することを目的として行うものとする。
- (2) 評価は、年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務運営等について総合的に判断して行うものとする。
- (3) 年度計画及び中期計画を実現するために、法人として特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価することとし、単に実績数値にとらわれないものとする。
- (4) 評価方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、柔軟に対応するとともに、必要に応じて見直しを行うものとする。
- (5) 評価結果を法人に通知する場合は、法人に対し、意見申立ての機会を付与するものとする。

2 評価方法

(1) 法人からの報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の業務実績報告書においては、年度計画に記載されている小項目などについて法人が行った自己評価をあわせて記載する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された業務実績報告書をもとに、法人からの意見聴取等を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うものとする。

① 年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会にお

いて確認及び分析し、「項目別評価」（小項目及び大項目）を行い、「項目別評価」の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価を行う。

なお、「年度評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

② 中期目標期間評価

各「年度評価」の評価結果も踏まえつつ、中期計画に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、当該期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の「年度評価」の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、「項目別評価」（大項目）を行う。さらに、「項目別評価」の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。

なお、「中期目標期間評価」に係る評価基準等の詳細については、別途実施要領で定めるものとする。

3 評価結果の活用

- (1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、その状況を評価委員会に報告する。
- (2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の作成に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針

平成22年3月10日

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会決定

平成24年7月11日 一部改正

地方独立行政法人法第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

1 評価の方針

- (1) 評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務、組織、決算等業務の実績の全体について総合的に判断して行う。
- (2) 法人が中期目標を達成するために、評価を通じて法人の業務運営の改善及び効率化が進められるとともに、質的向上に資することを目的に評価を行うこととする。
- (3) 年度計画及び中期計画を達成するために業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれることのないものとする。
- (4) 法人に評価結果の通知を行う際、必要があると認めるときには、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- (5) 年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。
- (6) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。

2 評価の方法

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

(1) 年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行い、項目別評価の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

年度評価に係る評価の詳細については、別途実施要領を定めるものとする。

(2) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、中期目標期間における中期目標の達成状況について法人としての自己評価を行い、これらに基づき、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。さらに、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。

中期目標期間評価に係る評価の詳細等については、別途実施要領を定めるものとする。

3 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

4 評価の進め方

(1) 事業報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした事業報告書を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の事業報告書においては、年度計画に記載されている小項目について法人が行った自己評価をあわせて記載する。

(2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。

(3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

(4) 評価結果の公表

評価委員会が法人に評価結果等を通知した場合には、遅滞なくその通知に係る内容をホームページ等において公表する。

地方独立行政法人大阪市民病院機構 年度評価実施要領(案)

大阪市地方独立行政法人大阪市民病院機構評価委員会

平成 27 年 月 日決定

1. 趣旨

○地方独立行政法人大阪市民病院機構(以下「法人」という。)に係る各年度の業務実績の評価(年度評価)は、「地方独立行政法人大阪市民病院機構 業務実績評価の基本方針(平成 27 年 月 日施行)を踏まえ、以下に示す基本方針及び評価方法等に基づき実施する。

2. 評価の基本方針

○評価は、年度計画及び中期計画の進捗状況等を評価し、組織・業務等に関する改善すべき点等を明らかにすることにより、法人運営の質的向上や病院改革の推進に資することを目的とする。

○市民への説明責任の観点から、中期目標の達成に向けた法人の取組状況等を分かりやすく示すこととする。

○評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直すこととする。

3. 評価の方法

○年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

○「項目別評価」では、当該年度の年度計画に掲げる「第1及び第2」の事項において、年度計画の記載事項ごとに、法人が自己評価を行い、これをもとに、評価委員会が評価を行う。

○「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の全体的な進捗状況について総合的に評価する。

4. 項目別評価の具体的方法

○項目別評価は、(1)法人による自己評価、(2)評価委員会による小項目評価、(3)評価委員会による大項目評価、の手順で行う。

(1)法人による自己評価

○法人は、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況について、

I～Vの5段階で自己評価を行い、業務実績報告書を作成する。

○業務実績報告書には、自己評価のほか、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。

○自己評価の区分は次のとおりとする。

V…年度計画を大幅に上回って実施している(特に認める場合)

IV…年度計画を上回って実施している

Ⅲ…年度計画を順調に実施している

Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない

I…年度計画を大幅に下回っている

○業務実績報告書には、特記事項として、業務運営の改善や効率化等の特色ある取組、様々な工夫、今後の課題などを自由に記載する。

(2)評価委員会による小項目評価

- 評価委員会において、法人の自己評価及び目標設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、Ⅰ～Ⅴの5段階による評価を行う。
- 評価の区分は、法人の自己評価の区分と同じとする。
- 評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3)評価委員会による大項目評価

- 評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行う。
- 評価の区分は次のとおりとする。
 - S…「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)
 - A…「計画どおり」(すべての項目がⅢ～Ⅴ)
 - B…「おおむね計画どおり」(Ⅲ～Ⅴの割合が9割以上)
 - C…「やや遅れている」(Ⅲ～Ⅴの割合が9割未満)
 - D…「重大な改善事項あり」(特に認める場合)

5. 全体評価の具体的方法

- 評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。
- 全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組(法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善、病院運営の透明性の向上、病院間の連携など)を積極的に評価することとする。

6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

- 法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。【6月末まで】
- 評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行う。【7～8月】
- 評価委員会における審議を通じて評価(案)をとりまとめる。
- 評価(案)について法人に意見申立て機会を付与する。
- 評価委員会において評価を決定した後、市長に報告する。【9月】

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター年度評価実施要領

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人岡山市立総合医療センター（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人岡山市立総合医療センター業務実績評価の基本方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1. 評価方法

評価委員会による年度評価は、法人から提出された各事業年度における業務実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）等をもとに、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

評価結果は、別に定める「評価結果報告書」に記載するものとする。

2. 項目別評価の具体的方法

「項目別評価」は、原則として当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとに、その実施状況について、法人が自己評価を行い、業務実績報告書を作成、提出する。その後、評価委員会においても小項目評価を行った上で、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目（大項目）について評価を行う。

(1) 法人による小項目の自己評価

法人において、小項目ごとの進捗について次の5段階の評語を付して自己評価を行う。

その際、評価委員会が業務の実施状況を客観的に適正に判断して評価できるよう、小項目ごとの実施状況をできる限り定量的かつ正確な記述により業務実績がわかるよう工夫するとともに、自己評価の結果とその判断理由を記載した業務実績報告書を作成する。

なお、業務実績報告書には、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを特記事項として自由に記載するものとする。

S（評点5）：年度計画を大幅に上回って実施している。

A（評点4）：年度計画を上回って実施している。

B（評点3）：年度計画を順調に実施している。

C（評点2）：年度計画を十分に実施できていない。

D（評点1）：年度計画を大幅に下回っている。

(2) 評価委員会による小項目評価

評価委員会は、法人から提出された業務実績報告書等をもとに、法人の業務実績や法人による自己評価などを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に「S、A～D」の5段階の評語を付すことにより小項目評価を行う。

その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために行った取り組み等についても考慮し、総合的に判断するものとする。

評価にあたり、評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、その判断理由を記載し、また、その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についても記載する。

なお、総合的な判断を行うため、評価委員会は、必要に応じて法人への意見聴取や資料提供を求めることができることとする。

(3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況の評価するため、小項目評価における平均評点を客観的基準として、次の5段階の評語を付すことにより大項目評価を行う。

また、その他必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点について記載する。

- 5：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある
(小項目評価評点平均4.2以上)
- 4：中期計画の実現に向けて目標を上回って実施している
(小項目評価評点平均3.7以上4.1以下)
- 3：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる
(小項目評価評点平均2.7以上3.6以下)
- 2：中期計画の実現のためにはやや遅れている
(小項目評価評点平均1.7以上2.6以下)
- 1：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある
(小項目評価評点平均1.6以下)

なお、小項目評価において「D」評価が付されている小項目を1つでも含む大項目は、「2」を評価上限とする。

また、最重点項目に設定されている小項目評価が特に高いまたは低い場合は、評価委員会での協議により、平均評点による客観的基準により付される評価よりも一段階上または下の評点を付すことができる。最重点項目は、当該中期計画期間中において特に重要な項目について、評価対象年度に開催される評価委員会において設定しておく。

3. 全体評価の具体的方法

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。

また、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点等特筆すべき取組についても記載するものとする。

さらに、業務実施状況に対する評価委員会の意見や改善すべき事項に対する指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うものとする。

地方独立行政法人広島市立病院機構 各事業年度における業務の実績に関する
評価の実施要領

平成27年3月23日

広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会決定

この要領は、「地方独立行政法人広島市立病院機構各事業年度及び中期目標期間における業務の実績に関する評価の基本方針（平成27年1月8日決定）」第2項第2号の規定に基づき、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第1項の規定により広島市病院事業地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）が実施する地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度における業務の実績に関する評価に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 評価方法

評価委員会は、法人から提出された各事業年度における業務の実績を明らかにした報告書に記載されている小項目及び大項目に係る「項目別評価」並びに項目別評価を踏まえた報告事項全般に係る「全体評価」により実施する。

2 項目別評価

(1) 法人による小項目に係る自己評価

評価委員会は、次表のとおり、法人に5段階による自己評価を行わせるとともに、その結果及び評価理由並びに特筆すべき事項を記載した報告書を提出させる。

評価の記号	実施状況の説明
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

(2) 評価委員会による評価

ア 小項目評価

評価委員会は、法人から提出された報告書により、事業年度における中期計画の実施状況を調査し、分析した上で、次表のとおり、小項目ごとに5段階により評定し、評価結果報告書に記載する。

評価の記号	実施状況の説明
5	年度計画を大幅に上回って実施している。
4	年度計画を上回って実施している。
3	年度計画を順調に実施している。
2	年度計画を十分に実施できていない。
1	年度計画を大幅に下回っている。

イ 大項目評価

評価委員会は、小項目評価結果に基づき、次表のとおり、大項目ごとに5段階により評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項を評価結果報告書に記載する。

評価の記号	実施状況の説明	評価の基準
5	中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。	特に評価委員会が認める場合
4	中期計画の実現に向けて計画どおりに進んでいる。	すべての小項目評価が3～5の場合
3	中期計画の実現に向けて概ね計画どおりに進んでいる。	3～5の小項目評価の割合が概ね9割以上の場合
2	中期計画の実現のためにはやや遅れている。	3～5の小項目評価の割合が概ね9割未満の場合
1	中期計画の実現のために重要な改善すべき事項がある。	特に評価委員会が認める場合

3 全体評価

(1) 評価方法

評価委員会は、大項目ごとの評価点を、当該大項目の評価点の配分比率の割合に乗じて得た評価点の合計に基づき評定するとともに、その評定結果及び特筆すべき事項等を評価結果報告書に記載する。

(2) 大項目評価点の配分比率

大項目の評価点の配分比率の割合は、次表のとおりとする。

年度計画の区分	大項目	評価点の配分比率の割合	
第1 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	1 市立病院として担うべき医療	32%	32%
	2 医療の質の向上	8%	
	3 患者の視点に立った医療の提供	8%	
	4 地域の医療機関等との連携	8%	
	5 市立病院間の連携の強化	4%	
	6 保健医療行政への協力	4%	
第2 業務運営の改善及び効率化	7 業務運営体制の確立	4%	32%
	8 人材の確保、育成	8%	
	9 弾力的な予算の執行、組織の見直し	4%	
	10 意欲的に働くことのできる、働きやすい職場環境づくり	4%	
	11 外部評価等の活用	4%	
第3 財務内容の改善	12 経営の安定化の推進	8%	4%
第4 その他重要事項	13 安佐市民病院の建替えと医療機能の拡充	4%	
評価点の合計		5点満点(100%)	

(3) 評定基準

全体評価の評定は5段階とし、その基準は次表のとおりとする。

評価の基準	評価の記号及びコメント	
$4.5 < X$	S	法人の業務は、中期計画の達成に向けて極めて順調に実施されている。
$3.5 < X \leq 4.5$	A	法人の業務は、中期計画の達成に向けて順調に実施されている。
$2.5 < X \leq 3.5$	B	法人の業務は、中期計画の達成に向けて概ね順調に実施されている。
$1.5 < X \leq 2.5$	C	法人の業務は、中期計画の達成に向けて十分に実施されていない。
$X \leq 1.5$	D	法人の業務には、中期計画の達成するために重大な改善事項がある。

(注) Xは、全体評価における評価方法により導いた評価点(大項目評価点×配分比率の割合(%))の合計

地方独立行政法人堺市立病院機構 年度評価実施要領

平成25年1月23日

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条の規定に基づき、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人堺市立病院機構の業務実績に関する評価の基本方針」（平成25年1月23日決定）を踏まえながら、以下に示す方法等により実施する。

1 評価方法

年度評価は、法人から提出された各事業年度における業務実績を明らかにした報告書（以下「業務実績報告書」という。）等をもとに、「項目別評価」及び「全体評価」により行う。

2 項目別評価の具体的方法

当該年度の年度計画に掲げる「第1から第4」の事項において、当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について、法人が自己評価した上で評価委員会が「小項目評価」と「大項目評価」により評価する。

(1) 法人による小項目の自己評価

法人は、年度計画の小項目ごとの進捗について自己点検に基づき、法人として次の5段階で自己評価を行うものとする。

- 5：年度計画を大幅に上回って実施している。
- 4：年度計画を上回って実施している。
- 3：年度計画を順調に実施している。
- 2：年度計画を十分に実施できていない。
- 1：年度計画を大幅に下回っている。

法人は、評価委員会が業務の実施状況を客観的に適正に判断し評価できるよう、小項目ごとの実施状況をできる限り定量的かつ正確な記述により業務実績がわかるよう工夫するとともに、自己評価の結果とその判断理由を記載した業務実績報告書を作成する。なお、業務実績報告書には、特色ある取り組み、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを特記事項として自由に記載するものとする。

(2) 評価委員会による小項目評価

評価委員会は、業務実績報告書及び法人への意見聴取に基づき、法人の業務実績や法人による自己評価などを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同

様に5～1の5段階による評価を行う。

その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取り組みが行われているかどうかも含め、総合的に判断する。

また、評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、その判断理由等を記載する。その他、特筆すべき点など必要に応じて、コメントを付す。

(3) 評価委員会による大項目評価

評価委員会において、小項目評価の結果割合や当該中期目標期間中において特に重要な中期目標の達成のための小項目(以下、「重点ウエイト小項目」という。)の評価結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。評価結果とその判断理由及び評価に当たって考慮した事項や意見、指摘事項を評価結果報告書に記載する。

なお、評価に当たっては、小項目評価の結果割合は目安であり、評価委員会は、重点ウエイト小項目の評価結果や小項目における評価の構成割合などを総合的に判断して評価を定めるものとする。

S：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて特筆すべき進捗状況にある。

(すべての小項目が3～5かつ評価委員会が特に認める場合)

A：年度計画を達成し、中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(すべての小項目が3～5)

B：年度計画を実施し、中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。

(3～5の小項目の割合がおおむね9割以上)

C：年度計画を実施したが、中期計画の実現のためにはやや遅れている。

(3～5の小項目の割合がおおむね9割未満)

D：年度計画を実施しているが、中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。

(評価委員会が特に認める場合)

3 全体評価の具体的方法

(1) 評価委員会は、項目別評価の結果や重点ウエイト小項目の評価結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

(2) 全体評価においては、項目別評価の結果とともに、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。また、特色ある取り組みや工夫、中期計画及び年度計画に記載していない事項であっても地域医療の充実などに寄与する取り組み(堺市医療圏が抱える課題に対する取り組みなど)についても評価することとする。

(3) 評価委員会が行う評価に当たっては、業務実施状況への意見や改善すべき事項への指摘を評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。

地方独立行政法人京都市立病院機構 年度業務実績評価実施要領

平成24年7月13日
地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人京都市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価を実施するに当たっては、「地方独立行政法人京都市立病院機構業務実績評価方針」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価

(1) 項目別評価の概要

- ア 法人が、年度計画に定めた小項目ごとに、実施状況について3段階の自己評価を行うとともに、当該小項目の計画全体における重みを示すウエイトの設定を行う（ウエイトについては、別紙のとおり）。
- イ 小項目ごとに、法人の自己評価及びウエイト設定を評価委員会が検証し、必要に応じてこれを修正したうえで、評価委員会としての評価結果及びウエイト（以下「小項目評価結果等」という。）を確定する。
- ウ 小項目評価結果等を基に、年度計画に掲げる大項目について5段階評価を行い、大項目ごとに年度計画の進捗状況を分かりやすく示す。

(2) 法人による小項目の自己評価及びウエイトの設定

法人は、小項目ごとの自己評価及びウエイトの設定をするに当たっては、業務実績報告書を作成して行う。

業務実績報告書には、小項目ごとに実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、自己評価の判断理由及び必要に応じて当該ウエイトとした理由を記載する。また、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題など、評価において考慮事項となると考えられる事項を必要に応じて記載する。

小項目の3段階の評価及びその基準は、次のとおりとする。

評価A：年度計画を十分に達成している。

評価B：年度計画をおおむね達成している。

評価C：年度計画の達成に至っていない。

※ 自己評価は、計画において目標とする取組の性質や、目標達成に向けた取組を取り巻く医療制度をはじめとする社会情勢、法人の取組のプロセス、その他突発的な事象への対応等、法人が当該実績を残すに至った背景事情をも総合的に考慮して行うこととする。また、必要に応じて当該評価に至った理由（総合的に考慮した内容）を明記することとする。

(3) 評価委員会による小項目評価結果等の確定

評価委員会は、法人が作成した業務実績報告書について、目標値あるいは前年度数値と当該年度の実績値を単に比較するだけでなく、当該小項目に関し業務実績報告書に記載されている事項の全般について、総合的な観点から考慮することによりこれを検証し、小項目評価結果等を確定する。

評価委員会による評価と、法人の自己評価とが異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。その他、必要に応じてコメントを付す。

(4) 評価委員会による大項目評価の確定

ア 大項目の5段階評価

評価委員会において、小項目評価の結果を総合的に考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

評価5：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある。

(評価委員会が特に認める場合)

評価4：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる。

(すべての小項目がA又はB)

評価3：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる。

(A又はBの小項目の割合がおおむね9割以上)

評価2：中期計画の実現のためにはやや遅れている。

(A又はBの小項目の割合がおおむね9割未満)

評価1：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある。

(評価委員会が特に認める場合)

※ 割合の算定は、ウェイトを考慮した小項目数によるものとする。

※ 上記評価に記載の小項目の割合は、評価の際の目安であり、評価委員会は、A、B、Cの評価の構成割合やその内容を総合的に判断して評価を定めるものとする。

2 全体評価

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、記述式により、年度計画に基づく業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととする。

総合的な評価は、各大項目別の5段階評価結果、優れていると積極的に評価する取組、改善すべき取組、評価の際の主な意見や指摘、その他必要な事項を記載して行うこととする。

小項目評価におけるウエイト設定について

1 ウエイトの目的

項目別評価における大項目評価は、小項目評価結果の小項目数の割合を踏まえて判断するが、小項目ごとの年度計画全体の中での重みは、本来異なるものと考えられ、各小項目を同じ重みとして評価することは、かえって全体のバランスから見て不合理なものとなる場合があると考えられる。例えば、重要度が低い小項目の低評価結果が、重要度が高い小項目の高評価結果と同じ重みとされることで、評価結果が本来あるべきものよりも低評価になってしまうといった不合理や、またその逆の事象が発生する可能性がある。

したがって、小項目の軽重が評価により適切に反映されるよう、各小項目にウエイトを設定し、評価はこのウエイトを考慮して行うこととするものである。

2 ウエイトの設定方法

本評価は点数をつけて他との優劣を判断するというものではなく、中期目標の進捗よく状況を確認する上で、上記1を考慮しようとするものであるため、点数化するためのウエイト付けという考え方にはなじまないと考えられる。

したがって、本評価基準におけるウエイトの設定については、下記の例のとおり重要度が高い小項目が大項目評価で高い比重を占めるよう算定する方法で行う。

なお、その場合のウエイトの大きさについては、原則として「2」（項目数を2倍）までとする。

具体例 重要な小項目ア、ウ、カのウエイトを「2」（項目数を2倍）と設定した場合の大項目評価結果

（設定前： 小項目数＝7）

大項目〇〇〇	結果
小項目ア (重要)	評価A
小項目イ	評価B
小項目ウ (重要)	評価A
小項目エ	評価B
小項目オ	評価B
小項目カ (重要)	評価B
小項目キ	評価C

（設定後： 小項目数＝10）

大項目〇〇〇	結果
小項目ア (重要)	評価A
〃	評価A
小項目イ	評価B
小項目ウ (重要)	評価A
〃	評価A
小項目エ	評価B
小項目オ	評価B
小項目カ (重要)	評価B
〃	評価B
小項目キ	評価C

評価A・Bの項目数が6
 評価Cの項目数が1
 評価A・Bの項目数の割合が85.7%

大項目評価 2

評価A・Bの項目数が9
 評価Cの項目数が1
 評価A・Bの項目数の割合が90.0%

大項目評価 3

3 ウェイト設定の項目について

ウェイトで2を設定できる項目は、次のとおりとする。

- (1) 地方独立行政法人京都市立病院機構中期目標の前文「3 今後市立病院及び京北病院が果たすべき役割」において掲げる事業を実施するに当たり、重要性が高い項目
- (2) その他、法人において、中期目標の達成のため重点的に取り組むと位置づけている項目

地方独立行政法人福岡市立病院機構 年度業務実績評価実施要領

平成22年11月10日

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人福岡市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）を実施するにあたっては、「地方独立行政法人福岡市立病院機構業務実績評価の方針（平成22年11月10日決定）」に基づき、以下の要領により実施する。

1 項目別評価の具体的方法

「項目別評価」は、原則として当該年度の年度計画に定めた小項目ごとに、その実施状況について法人が自己評価を行う。さらに評価委員会においても評価を行った上で、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目（大項目）について評価を行う。

なお、法人においては、年度計画の小項目を必要に応じて細分化することができるものとする。

(1) 項目別評価【法人による小項目自己評価】

法人において、小項目ごとの進捗について、実施状況をできる限り定量的に記載するとともに、次の5段階で自己評価を行い、判断理由を記載した業務実績報告書（別紙のとおり）を作成する。法人は、各項目に市立病院としての役割や年度計画の重要度合いを考慮して、ウエイトを設定するとともにその理由を付記するものとする。

なお、業務実績報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑に進めるための工夫、今後の課題などを自由に記載するものとし、自己評価は、病院ごとの実績がわかるよう工夫し、病院の自己点検に基づき、法人として行うものとする。

評価5・・・年度計画を大幅に上回って実施している。

評価4・・・年度計画を上回って実施している。

評価3・・・年度計画を順調に実施している。

評価2・・・年度計画を十分に実施できていない。

評価1・・・年度計画を大幅に下回っている。

(2) 項目別評価【評価委員会による小項目評価】

評価委員会において、法人の自己評価及び法人が設定する小項目、ウエイトなどを総合的に検証し、小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に「1～5」の5段階による評価を行う。その際、単に目標値及び前年度数

値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が行われているかどうかも含め、総合的に判断するものとする。

評価委員会による評価と法人の自己評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。

その他、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

(3) 項目別評価【評価委員会による大項目評価】

評価委員会において、小項目評価の結果、特記事項の記載内容などを考慮し、大項目ごとに中期計画の実現に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

評価S：中期計画の実現に向けて、特筆すべき進捗状況にある

(評価委員会が特に認める場合)

評価A：中期計画の実現に向けて計画どおり進んでいる

(すべての小項目が3～5)

評価B：中期計画の実現に向けておおむね計画どおり進んでいる

(3～5の小項目の割合がおおむね9割以上)

評価C：中期計画の実現のためにはやや遅れている

(3～5の小項目の割合がおおむね9割未満)

評価D：中期計画の実現のためには重大な改善すべき事項がある

(評価委員会が特に認める場合)

なお、小項目評価結果の割合を算定するにあたっては、ウエイトを考慮した小項目数によるものとする。

2 全体評価の具体的方法

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取り組み(法人運営における業務運営の改善・効率化、財務内容の改善など)を積極的に評価するものとする。

その評価にあたり、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について評価結果報告書(別紙のとおり)に記載するものとする。

また、評価の中で改善すべき事項については評価委員会の意見として評価結果報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うものとする。

平成22年3月10日

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会決定

平成24年7月11日 一部改正

地方独立行政法人法第28条の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が地方独立行政法人神戸市立病院機構（以下「法人」という。）の各事業年度に係る業務の実績に関する報告書の評価（以下「年度評価」という。）を実施するに当たっては、「地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針（平成22年3月10日決定）」を踏まえながら、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。

1 評価の具体的方法

- (1) 年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。
- (2) 「項目別評価」は、当該年度の年度計画に定めた項目（小項目）ごとにその実施状況について法人が自己評価を行い、さらに評価委員会においても評価を行った上で、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目（大項目）について評価を行う。

①項目別評価…法人による小項目自己評価

法人において、年度計画の小項目ごとの進捗について実施状況（判断理由）を記載するとともに次の5段階で自己評価を行ったうえで、事業報告書を作成する。法人は、各項目に市民病院としての役割や年度計画の重点項目を考慮してウエイトを設定するとともにその理由を付記することとする。

なお、事業報告書には、特記事項として、特色ある取組、法人運営を円滑にするための工夫、今後の課題などを自由に記載することとし、自己評価は病院ごとの実績がわかるよう工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行うものとする。

- 5・・・年度計画を大幅に上回って実施。
- 4・・・年度計画を上回って実施。
- 3・・・年度計画を順調に実施。
- 2・・・年度計画を十分に実施できていない。
- 1・・・年度計画を大幅に下回っている。

②項目別評価…評価委員会による小項目評価

評価委員会において、法人の自己評価及び目標の達成状況、前年度実績との比較なども検証し、年度計画の小項目ごとの進捗状況について、法人の自己評価と同様に5～1の5段階による評価を行う。その際、単に目標値及び前年度数値と当該実績値の比較だけでなく、計画を達成するために効果的な取組が

行われているかどうかも含め、総合的に判断することとする。

なお、年度計画の進捗状況での評価になじまない長期的な視点でみる項目については、中期目標の達成に貢献したという観点でその年度に絞った評価を行う。

法人による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その判断理由等を示す。

その他、委員会の意見を踏まえ、必要に応じて、コメントを付す。

③項目別評価…評価委員会による大項目評価

小項目評価の結果を踏まえて、年度計画に掲げる「第1～第4」の項目（大項目）ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行い、考慮した事項及びそのように判断した理由も記載する。

S：中期目標・中期計画の達成に向けて、計画を大幅に上回り、特に評価すべき進捗状況にある（評価委員会が特に認める場合）

A：中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる（すべての項目が3～5）

B：中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる（3～5の割合が9割以上）

C：中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている（3～5の割合が9割未満）

D：中期目標・中期計画の達成のためには大幅に遅れている又は重大な改善すべき事項がある（評価委員会が特に認める場合）

(3) 全体評価の具体的方法

評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、年度計画及び中期計画の全体的な進捗状況について、記述式による評価を行う。

全体評価においては、法人化を契機とした病院改革の取組（法人運営における自律性・機動性の発揮、財務内容の改善など）を積極的に評価することとする。

その際全体評価にあたり、項目別の結果とともに、主な取組や特色ある取組及び特に優れている点など特筆すべき取組について記載することとする。

また、評価の中で改善すべき事項については委員会の意見として報告書に記載するとともに、特に重大な改善事項については勧告を行うこととする。

2 その他

(1) 法人において作成する事業報告書の様式は、別紙のとおりとする。

(2) 本実施要領については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ、必要に応じて見直し、改善を図るものとする。

